平成２４年（フ）第２７７号
茨城県猿島郡境町大字若林567番地２
破産者　染谷　和弘
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２３２号
埼玉県本庄市西富田428番地２　シーフーティエン202
破産者　遠藤　一弥
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４１０号
埼玉県熊谷市久下３丁目128番地２　レオパレスＨＡＲＭＯＮＹ201
破産者　川島　俊弘
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４１１号
埼玉県行田市藤原町２丁目24番地２
破産者　川島　　功
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３７７号
福井市高柳町第25号５番地１
破産者　清水　恵治
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４０６号
福井県坂井市丸岡町猪爪２丁目609番地
破産者　中村　幸代
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５０３号
愛知県東海市名和町１丁目85番地　アーマーハウス401
破産者　川瀬　芳朗
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５０４号
長野県諏訪市城南１丁目2646番地
破産者　唐澤　春祝
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３５号
名古屋市港区辰巳町41番26号　シェルコート辰巳201号
破産者　神谷　栄一
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７３号
名古屋市中川区長良町３丁目11番地　光立マンション１Ｃ号、従前の住所名古屋市港区秋葉１丁目130番地の41
破産者　川口　常男
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２１９号
京都市山科区音羽西林１番地　山科グランドハイツ705号
破産者　上田　　勲
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５８０号
大阪府岸和田市春木北浜町２番18号
破産者　田邉　　洋
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７０７号
大阪府和泉市肥子町２丁目９番27―1203号、前住所大阪府和泉市伯太町４丁目５番41号
破産者　梶田　和子（旧姓西住）
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
大阪府岸和田市天神山町１丁目５番13―406号
破産者　木村　繁次
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
大阪市住吉区住吉２丁目14番16号ニューライフおんだ201号、開始決定時の住所大阪府泉大津市助松団地２番100―303号
破産者　渡邊利江子
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５６７号
神戸市北区小倉台２丁目23番地の９
破産者　管田　吉伸
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６１８号
兵庫県姫路市夢前町置本432番地24　清水谷県住１―309
破産者　大西　美和
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５７９号
広島市安佐南区中須２丁目６番２―506号
破産者　辻　　孝
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７１４号
広島市南区翠４丁目２番６―101号、申立時の住所広島県東広島市黒瀬松ケ丘617番地43
破産者　美容室サロン・ド・ベルこと　利光ミツコ
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部